

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から55年6月まで
② 昭和55年10月から57年3月まで

私が大学を卒業した後、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、父親が母親の分と併せて納めてくれていたと思う。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、自身が大学を卒業（昭和53年3月）した後、父親が国民年金加入手続きを行ってくれたと思うとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続きが行われたのは57年10月であり、国民年金被保険者資格は、申立人が大学を卒業した翌月の53年4月に遡って取得されていることが確認できる。

2 申立期間①は、上記のとおり、申立人は国民年金被保険者資格を遡って取得していることから、当時国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかつた上、加入手続きが行われた時点では、既に時効が成立していたことから、遡って保険料を納付することもできなかつたと考えられる。

また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、父親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)も見当たらない。

- 3 申立期間②は、申立期間①同様、当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものの、加入手続が行われた時点において、時効成立前であったことから、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

また、申立人の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びA市の国民年金情報検索システムによると、申立期間②の直前である昭和55年7月から同年9月までの保険料については、過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間②以降、保険料の未納は無く、申立人同様に父親が保険料を納付していたとする母親も、昭和49年12月に任意加入して以降、保険料の未納は無いことから、父親の保険料の納付意識は高かったと考えられ、父親が、18か月と比較的短期間である申立期間②の保険料についても、その直前の期間と同様に、過年度納付していたとしても不自然ではない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年7月まで

私はパートをしていたが、将来のことを考えて、A市B区役所で国民年金に任意加入して、その後、パートから正社員（厚生年金保険に加入）になることから国民年金をやめた。国民年金保険料は、所持している年金手帳に記載してある「被保険者でなくなった日 昭和58年8月17日」までは納付した。社会保険事務所（当時）では、この日付が昭和58年4月17日とされているが、これは誤りであり、年金手帳の記載日が正しい。年金手帳の記載どおり同年8月17日まで国民年金加入期間であり、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年6月に国民年金に任意加入後、公簿によると同年12月27日にC町に転居しており、その際の国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが国民年金被保険者台帳で確認できる上、申立期間直前の58年3月までは保険料の未納は無く、かつ、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人はパートから正社員になることから、国民年金をやめたとしており、年金手帳に記載された昭和58年8月17日までの保険料を納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳によれば、当初、喪失年月日欄に年金手帳と同じ日「58. 8. 17」が記載されており、後から二重線が引かれ「58. 4. 17」に訂正が行われたものとみられる。このことから、申立人は、当初の同年8月17日頃、C町に資格喪失の届出を提出したものと推認され、申立期間の保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立人は、C町の国民年金保険料納付状況一覧表（昭和58年4月30日現在）によれば、同年1月から同年3月までの保険料を同年1月29日に

納付していることが確認できる。前述のとおり、申立人の資格喪失の届出が同年8月17日頃に行われたとすれば、申立期間の保険料の納付書は、同年4月には同町から送付されていたものとみられ、申立人は、国民年金に任意加入後、転居後の保険料も同町で同年1月に納付していることから、送付された納付書により申立期間の保険料を納付していたものとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月から6年6月まで
② 平成7年1月から同年3月まで

私が20歳（平成5年*月）になった時に、A町役場から国民年金の加入勧奨状が送られてきたので、母親が同町役場で私の国民年金加入手続を行ってくれた。国民年金保険料も母親が、送付されてきた納付書で、毎月B信用金庫C支店や同町の農協で保険料を納付してくれていたはずである。母親から、申立期間当時、私の保険料は兄の保険料と一緒に納付していたと聞いている。兄には、未納期間が無いのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、平成12年10月、同年11月及び13年3月から同年8月までの期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）に未納は無く、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料を納付したとする母親の納付記録を見ると、昭和61年4月から60歳到達時の前月の平成21年*月までの国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納は無いことから、母親の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年9月4日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って5年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、

申立期間①のうち同年8月から6年6月までの期間及び申立期間②の保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は母親が兄の分と一緒に納付したとしているところ、その兄の納付記録を見ると、申立期間①のうち平成5年7月から同年11月までの期間は納付済みとされており、この納付済期間のうち同年10月及び同年11月の保険料は申立人の手帳記号番号払出日以降である7年10月2日にそれぞれ納付されていることが確認できる。このため、申立期間①のうち5年10月及び同年11月の保険料については、兄の分と一緒に納付することは可能であったことから、納付意識の高かった母親が、兄の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①のうち平成5年7月は、時効により保険料を納付することができない上、前述のとおり、兄の納付記録を見ると、申立期間①において納付済期間とされている同年7月から同年11月までの期間のうち同年8月及び同年9月の保険料の納付日は申立人の手帳記号番号払出日より前の7年5月22日、同年8月24日とされていることから、当該期間の保険料を母親が兄と一緒に納付することはできなかったものとみられる。

また、申立期間①のうち平成5年12月から6年6月までの期間及び申立期間②の保険料は、兄も未納とされている。このため、申立期間①のうち5年7月から同年9月までの期間、同年12月から6年6月までの期間及び申立期間②の保険料については、母親が兄の分と一緒に納付したとは考え難い。

さらに、申立期間①のうち平成5年7月から同年9月までの期間、同年12月から6年6月までの期間及び申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和19年7月20日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月から20年8月31日まで

私は、A社B支店C工場に昭和19年7月から勤務し、その後、海軍に入隊するまでの期間は継続して勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の記録が無い。調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D健康保険組合の被保険者名簿により、申立人は、昭和19年7月20日に同健康保険組合の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人のA社B支店C工場における業務内容、同年12月のE地震及び20年1月のF地震による同社同支店同工場の被害状況等に係る記憶は、具体的である上、文献の記述とおおむね一致している。

また、申立人は、「召集令状が送られてきたので、A社にその召集令状を見せた。」と述べているところ、申立人の弟と従兄弟も「申立人は、A社に勤務していた時に召集令状がきて、海軍に入隊した。」と証言している。

さらに、申立期間当時は、戦時下の労働統制のもと、労務調整令（昭和17年1月10日施行）により、工場労働者の自由な転退職及び解雇が禁止又は制限されている状況にあり、A社B支店C工場は、航空機を製造する軍需工場であった。

加えて、G省が保管する海軍から継承された申立人に係る履歴原表によると、申立人が昭和20年7月1日に現役編入し、同年9月1日に予備役編入（解員）した旨の記録が確認できる。

以上のことから、申立人は、昭和19年7月20日から上記の履歴原表の入隊日である20年7月1日までの期間においてA社B支店に継続して勤務していたものと推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和20年7月1日から同年8月31日までの期間については、上記の履歴原表によると、申立人が同年9月1日に解員した旨の記録が確認できるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2では、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）は、戦災により全て焼失し、現存する名簿は、その年金番号や記載状況から、戦後に同社で保管されていた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写し等に基づき復元されたものであると認められるところ、D健康保険組合の被保険者名簿によると、申立人と同じページに氏名の記載がある同僚12人のうち8人について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、同社同支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同健康保険組合の資格取得日と同日であることが確認できるにもかかわらず、名簿において氏名を確認できる者は、1人のみであることから、名簿を復元した当時、既に退職していた者については記録の復元が困難な状況にあったものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による名簿の記録漏れ、名簿の焼失等の可能性が考えられるが、名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人は、申立期間のうち、昭和19年7月20日から20年6月30日までA社B支店に勤務し、事業主による保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年7月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対して行ったと認めるのが相当である。

また、上記の履歴原表によると、申立人の解員日が昭和20年9月1日と記載されているものの、A社B支店の名簿によれば、同年8月31日が同社同支店の事業廃止日とされている上、同社同支店において被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同日に被保険者資格を喪失しており、同社同支店が同年9月1日以降の期間において厚生年金保険の適用事業所であったことをうかがわせる事情が見当たらないことから、申立人の同社同支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）、附則第3条の規定に準じ1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年5月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年5月1日まで

A社で働いた申立期間の給与は、従前と同様の32万円程度であったにもかかわらず、標準報酬月額が9万8,000円となっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成7年7月から同年11月までは32万円と記録されていたが、同年12月18日付けで、同年7月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時、A社に勤務していた同僚22人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成7年12月18日付けで、同年7月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該遡及訂正処理については、申立期間当時、A社の経理・社会保険事務を担当していた事業主の妻が、「当時は資金繰りが悪化し、社会保険料

の支払が滞っていた。社会保険事務所の提案により、最初に役員の標準報酬月額を引き下げ、その後、給与や保険料控除額等は下げないまま、全社員の標準報酬月額のみを引き下げた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、同年7月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人の申立期間のうち、平成8年10月から9年4月までの標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（8年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、A社において申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた複数の同僚が所持する給料明細書によれば、当該複数の同僚は、平成8年10月の定時決定処理後も当該遡及訂正処理前と同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても当該期間において当該遡及訂正処理前と同額の厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成8年10月1日の保険料率の改定により、30万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻が、申立人に係る当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とする届出を行ったことを認めていることから、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成6年8月1日、資格喪失日が13年1月1日とされ、当該期間のうち、12年12月31日から13年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月31日から13年1月1日まで

私は、申立期間においてA社に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る「平成12年12月分給料台帳」及び「退職願」、並びに同社の回答により、申立人は、平成6年8月1日から12年12月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「平成12年12月分給料台帳」に記載された厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和23年8月1日、資格喪失日は25年2月18日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年8月から同年11月までは1,200円、同年12月から24年4月までは2,100円、同年5月から25年1月までは2,500円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年2月18日から26年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（25年2月18日）及び資格取得日（26年2月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年8月1日から26年2月1日まで

A社には広告募集で入社した。実際は3年ぐらい勤務したのに、1か月分の厚生年金保険の記録しかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年8月1日から25年2月18日までの期間について、申立人は、A社に入社した際、「年上に見られたくて履歴書の生年月日を変えたかもしれない。」と述べているところ、オンライン記録により、申立期間と似通った期間について、申立人と氏名が酷似（名前のカタカナ表記がひらがな表記となっている。）し、生年月日が3か月ほど相違する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（23年8月1日資格取得、25年2月18日資格喪失）が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の酷似名で、同社において昭和23年8月1日に被保険者資格を取得し、25年2月18日に資格喪失している記録が確認できる上、

同台帳記号番号払出簿においても、23年8月1日に資格取得している記録が確認できる。

一方、申立人のA社での職務内容、同僚等に関する証言は、非常に詳細かつ具体的で信憑性^{びよう}がある上、当時の複数の同僚が申立人のことを記憶していることから判断して、申立人が同社に勤務していたことが推認できるとともに、申立期間当時の同僚の中に申立人と同姓の者はいない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和23年8月1日、資格喪失日は25年2月18日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和23年8月から同年11月までは1,200円、同年12月から24年4月までは2,100円、同年5月から25年1月までは2,500円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和25年2月18日から26年2月1日までの期間については、申立人は、「A社には、途中で辞めることなく、当該期間も含めて継続して3年ほど勤務していた。」と主張しているところ、上記のとおり、申立人は、A社において25年2月18日に資格を喪失後、26年2月1日に同社において再度資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と同職種の業務に従事していた同僚は、「申立人は、自分と同じ職種で、途中で辞めたり職種が変わったりすることもなく、私が辞めた（昭和26年1月31日）後も勤務していた。当時のA社にアルバイトはおらず、全員、厚生年金保険に入っていた。」と証言している。

また、昭和25年2月18日から26年2月1日までの期間、A社において厚生年金保険の被保険者記録がある者27人は、全員、同社における被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和26年2月の記録から、2,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年2月から26年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年12月1日から29年1月5日まで

A社B支店立ち上げのため、同社C支店から転勤したが、年金の記録が1か月欠落している。当時は事務担当者も多忙であり、事務手続のミスだと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された転勤辞令及び昇格辞令、複数の同僚の証言並びに雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転勤辞令によると、当該異動は、昭和28年11月21日付けで発令されており、申立人が申立期間において既にA社B支店に勤務していたことが認められることから、申立期間については、同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年1月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は無く不明。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から11年3月まで

20歳になった時に大学生であったため、免除申請に行ったが、「親の収入が高く免除の対象とならない。」と言われた。このため毎年度保険料をまとめてA市役所で卒業するまできちんと納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をA市役所窓口において、毎年度まとめて納付したとしているが、納付金額及び納付時期についての具体的な記憶は曖昧であることから、納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳になった時に免除申請をしたが親の収入が高く免除の対象とならないと言われたため、申立期間の保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間のうち、申立人が20歳に到達した平成7年*月から8年3月までの期間については、7年11月に免除申請が行われたことにより全額申請免除期間となっていることが確認でき、A市の申立人に係る国民年金の記録においても全額申請免除期間となっており、これら記録に齟齬は無い上、全額申請免除期間とされている当該期間の保険料を追納することは可能であったが、オンライン記録において、追納申込み及びこれに係る納付書の発行が行われた形跡はうかがわれないことから、当該期間の追納が行われたとも考え難い。

さらに、申立期間のうち、平成8年4月から11年3月までの期間についても、A市の申立人に係る国民年金の記録は、オンライン記録同様未納となっており、保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月までの期間、平成 4 年 4 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から 60 年 3 月まで
② 平成 4 年 4 月
③ 平成 4 年 11 月

店に来るお客様から「20 歳になったら国民年金に加入しなくてはならない。」と言われていたので、A 市 B 区役所で国民年金に加入した。申立期間①については、国民年金保険料は銀行で積立てをして 1 年払いをしていた。申立期間②及び③については、明確な記憶は無いが、納付書がくれば納付していたと思う。

領収書は無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、来店者から 20 歳になったら国民年金に加入しなくてはならないと言われて加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、加入手続時期、保険料納付時期及び納付額について覚えていないとしており、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 61 年 4 月頃であり、別の記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、被保険者資格を申立人が 20 歳になった 55 年*月に遡って取得したとする処理が行われたものとみられる。このことは、A 市の国民年金被保険者名簿において、61 年 4 月 9 日に申立人の加入手続が行われた旨の記載があることも符合する。このため、申立期間①当時は、国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することが

できなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳は再交付されたものであり、当初受領した年金手帳には別の国民年金手帳記号番号が付されていたと思うとしているが、国民年金手帳記号番号は年金手帳の再交付によって、新たな記号番号が払い出されることはない上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に対して年金手帳が再交付されたのは、昭和63年8月9日であり、これは既に上記加入手続による記号番号（申立人が現在所持している年金手帳に付されている記号番号と同じ。）が払い出された後のことであることが確認できる。

加えて、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、昭和55年5月から58年12月までは既に時効が成立しており、保険料を納付することはできず、59年1月から60年3月までについては、過年度保険料として納付することは可能であったものの、申立人は1年以上遡って保険料を納付したことは無いとしていることから、この期間の保険料を納付したとも考え難い。

- 2 申立期間②及び③については、オンライン記録によると、当初は第3号被保険者期間とされていたが、元夫に厚生年金保険被保険者資格（平成4年4月21日喪失、同年5月1日取得、同年11月1日喪失、同年12月1日取得）があったことから、8年4月2日に種別変更処理が行われ、第1号被保険者期間とされたことが確認できるところ、この処理が行われた時点において申立期間②及び③は既に時効が成立していた上、申立人は元夫の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に当たって、種別変更手続を行ったことはないとしていることから、申立期間②及び③の納付書が作成されることはなく、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。
- 3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から同年12月まで

会社を退職した昭和56年6月に区役所に行き、国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付した。妻が私の保険料も一緒に納付していたのに、私だけ未納とされているのはおかしいと思うので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人からの聴取によると、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとしている妻は、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額などについての記憶は無いとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、会社を退職した昭和56年6月に区役所に行き、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、基礎年金番号制度導入（平成9年1月）前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、申立人が厚生年金保険被保険資格を喪失した16年12月6日であることから、申立人は申立期間については、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、妻は、国民年金手帳記号番号が申立期間前の昭和56年2月に払い出され、保険料の納付を開始しているのに対し、上記のとおり、申立人は、国民年金に未加入であることから、状況が異なり、妻の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料の納付をしていたとは推認し難い。

加えて、妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申

告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年3月までの期間及び18年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月から11年3月まで
② 平成18年7月

申立期間①については、20歳になった時にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。手続後、同市から申立期間①の国民年金保険料の納付書が送付されてきたが、保険料は納付せず、納付書は保管していた。その後、同市から督促のハガキが届いたので時期は覚えていないが、C市にいる母親に保管していた納付書を送付した。学生であった平成13年度及び14年度の保険料は私が母親に納付書を送付し、同納付書により母親が前納し、11年度の申請免除及び12年度の学生納付特例とされていた保険料も遡って納付してくれていたことから、申立期間①の保険料も私が送付した納付書で同市において時効になる前に納付してくれていたはずである。申立期間②は、会社退職後1か月の保険料未納期間が生じるため、自分でD社会保険事務所(当時)へ出向き、加入手続をした上で約2万2,000円の保険料を納付した。それにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に死亡しており、申立期間①の保険料納付状況は不明である。

また、申立人は、A市から送付されてきた現年度納付書を同市から督促状が届いた後にC市にいる母親に送付し、母親が時効になる前に同市で納付したと思うとしているところ、i) A市では、当時、同市が作成・送付している納付書(納付期限は平成11年4月末)では、C市にはA市の指定金融機

関が無いことから納付することはできなかったとしていること、ii) 同市が作成した納付書で納付期限に納付できなかった場合は、社会保険事務所(当時)が作成した過年度納付書によらなければ納付できないことから、母親が申立期間①の保険料を申立人が送付した納付書により納付したとは考え難い。

さらに、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿共に申立期間①は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

2 申立期間②について、申立人は、会社退職後、D社会保険事務所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付したとしているが、加入手続には区役所にて住所確認が必要であり、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金記録欄(1)の被保険者となった日欄に記載されている「平成18年7月21日」に「C.E」のゴム印が押されており、申立人はC市E区役所で加入手続を行ったものとみられることから、申立人の申立期間②に係る加入手続状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間②の保険料約2万2,000円をD社会保険事務所で納付したとしているが、申立期間②の保険料を納付するのに必要な金額は1万3,860円であり、申立人が納付したとする保険料額とは乖離^{かいり}している。

さらに、オンライン記録(納付督促事跡)を見ると、「平19.11.19 電話留守、平19.11.26 電話 伝言」と記録されていることから、当該時点において申立期間②は未納であったものとみられ、申立人がD社会保険事務所で再加入時に申立期間②の保険料を納付したとする主張と相違する。

3 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年4月まで

子供の出産及び入籍を契機に、昭和60年4月頃、夫婦のどちらが手続きしたか覚えていないが、A町役場で私の国民年金と夫婦の国民健康保険の加入手続きを併せて行った。申立期間の国民年金保険料は、妻が自身の分と一緒に納付書により同町役場内の金融機関などで納付した。保険料の納付を行っていた妻が自分の分だけ納付して私の分を納付しないのは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月頃、A町役場で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、i) 申立人は、加入手続きを行ったのは自身か妻のどちらであったのか覚えていないとしていること、ii) 申立人は当時、年金手帳を交付され、自宅で保管していた記憶はあるとしているものの、当該年金手帳の所在が確認できない上、妻は申立人の年金手帳が交付されたかどうかの記憶が無いとしていることから、申立人の加入手続き状況の詳細は不明である。

また、妻は、申立期間の保険料は、A町役場内の金融機関などで夫婦二人分を一緒に納付したとしているが、保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての明確な記憶が無く、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の12年5月26日とされており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでは、基礎年金番号導入以前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。この資格取得日は、申立人が所持している年金手帳及びA町の国民年金被保険者名簿に記載さ

れている資格取得日とも一致している。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は、国民年金に未加入となり、妻は、申立人の申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月

私は、大学卒業(昭和54年3月末)後、同年4月6日に会社に入社した。父親が、私の大学卒業後から入社までの申立期間の国民年金保険料を納付しなければならぬので納めに行くと言っていたのを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、基礎年金番号導入(平成9年1月)前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によれば、19年6月8日に遡って資格取得日を昭和54年4月1日、資格喪失日を同年4月6日とする資格の追加事務処理が行われていることが確認できることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人が唯一所持する年金手帳(同年4月6日から使用)にも国民年金手帳記号番号の記載が無いこと、及び年金手帳の国民年金記録欄(1)の「被保険者となった日」欄、「被保険者の種別」欄及び「被保険者でなくなった日」欄の一段目の「被保険者となった日:平成19年5月21日 被保険者の種別:1号 被保険者でなくなった日:19年8月21日」、二段目の「被保険者となった日:19年8月21日 被保険者でなくなった日: 年12月 日」、三段目の「被保険者となった日:19年12月9日 被保険者でなくなった日:平成20年1月4日」、四段目の「被保険者となった日:平成20年1月4日」については、削除を表す斜線が引か

れるとともに、その中央に「A市」のゴム印が押され、次の五段目には、前述の資格の追加記録「被保険者となった日：昭和 54 年 4 月 1 日 被保険者の種別：強 被保険者でなくなった日：昭和 54 年 4 月 6 日」が記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、申立期間の資格記録が追加された時点を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月13日から45年3月26日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和45年5月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 8 日から同年 9 月 1 日まで
私は、平成 14 年 7 月 8 日に A 社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の記録は同年 9 月 1 日からとなっている。同年 8 月 28 日に、仕事中に負傷し、労災の障害補償給付を受けたこともあったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働者名簿等により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社から提出された給料支払明細及び平成 14 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立期間当時、A 社の社会保険事務を代行していた社会保険労務士事務所を承継した社会保険労務士、及び同社の同僚は、「申立期間当時、A 社では、入社して 2 ないし 3 か月間を試用期間とし、その後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていたようだ。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、全ての社員について入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A 社から提出された労働者災害補償保険障害補償給付支給請求書には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成 14 年 9 月 1 日と記載されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月から 12 年 2 月まで

私は、月額給与50万円の契約でA社に入社し、給料支払明細書の支給総額も50万円となっているにもかかわらず、控除されている厚生年金保険料は標準報酬月額26万円に見合う額となっている。

申立期間当時は、標準報酬月額についての知識は無く、当然に50万円の給与支給額に相当する保険料が控除されているものと思っていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年7月、同年9月から同年12月までの期間及び12年2月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人の主張する給与額が支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給料支払明細書によると、申立人の当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

申立期間のうち、平成11年8月及び12年1月については、その前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、当該期間についても、前後の期間(11年7月を除く。)の給料支払明細書で確認できる保険料控除

額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

また、A社は、「申立期間当時、給与支給額を標準報酬月額として届け出るのではなく、実際の給与支給額の半分ぐらいの額を標準報酬月額として届け出ていた。また、厚生年金保険料は、届け出た標準報酬月額に基づいて控除していた。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社B支店を平成11年9月30日に定年退職したので、厚生年金保険の資格喪失日は同年10月1日となるはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店から提出された人事記録及び同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の退職日は、いずれも平成11年9月29日と記録されており、当該退職日は、雇用保険の記録における申立人の離職日と一致している。

また、A社B支店は、「申立人の退職手続は、当時の就業規則に基づき行った。」と回答しているところ、同社から提出された申立期間当時の就業規則によると、「定年は60歳とし、次の区分に従いそれぞれ該当の退職日に当然退職とする。」とされており、申立人が該当する誕生日が7月2日から10月1日までの区分に属する社員については、9月29日を退職日とする旨定められていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、平成11年に定年退職によりA社B支店の厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の同僚は、いずれも申立人と同様に、前述の区分の月末（同年9月30日）に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 10 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 53 年 6 月頃から 54 年 3 月頃まで
③ 昭和 54 年 9 月頃から 56 年 9 月頃まで
④ 昭和 57 年 10 月頃から 63 年 7 月頃まで
⑤ 平成元年 5 月 10 日から 2 年 3 月 1 日まで

申立期間において各事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「当社で作成した健康保険・厚生年金保険・失業保険番号表（以下「A社作成番号表」という。）に申立人の名前は無いので、厚生年金保険料も控除していない。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げている同僚二人のうち一人は、申立人と同様に、A社作成番号表において名前が確認できず、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録において同社での被保険者記録が確認できない。

さらに、被保険者原票によると、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立期間①における申立人の雇用保険の記録は確認できない。

申立期間②については、同僚の証言から判断して、時期は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「当社で作成した健康保険・厚生年金保険・被保険者名簿（以下「B社作成名簿」という。）に申立人の名前は無いので、厚生年金保険料も控除していない。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げている同僚は、申立人と同様に、B社作成名簿において名前が確認できず、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において同社での被保険者記録が確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間③及び④については、C事業所の事業主の親族の証言から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、同事業所に二度勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、C事業所の事業主の親族は、「申立人に係る資料は残っておらず、当時のことは何も分からない。」と証言している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚は、連絡先が明らかでなく、証言を得ることができない。

申立期間⑤については、D社の事業主の証言、同社の元従業員から提出された確認書及び労働者名簿により、申立人が申立期間のうち、平成元年6月1日から同年10月17日までの期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記確認書、労働者名簿等により、申立人は、事業主と事前に厚生年金保険には加入しない旨取り決めた上で、D社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間⑤のうち、平成元年11月1日から2年3月1日までの期間について、申立人は、D社とは別のE事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間⑤におけるD社の健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5694 (事案 2192 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 44 年 8 月まで

当時の記憶では、結婚を考えていた時期なので、特に年金と健康保険については必要と感じていた。当時はA国籍であったため、国民年金及び国民健康保険に加入できなかったため、当時の会長にお願いして、厚生年金保険の被保険者にしてもらったはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 22 年 1 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもたらした。

しかし、新たな資料等はないが、被保険者記録が無いことに納得できないので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社は、平成15年6月*日に合併して解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、申立人が名前を挙げた者も含め、申立人と同時期に勤務していた同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録の無い者が見られることから、同社では、一部の従業員については厚生年金保険の資格取得手続を行わない取扱いをしていたものと考えられること、申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は見られないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、回答内容に納得できない。」として、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間当時の同僚で、「B社には、持ち込みのダンプの運転手はいたが、社員としての運転手はいなかった。」と証言する者がおり、申立人が当初の申立ての際に、名前を挙げた同僚が記憶している同僚で、前回の調査においては連絡が取れなかった同僚は、既に亡くなっていることが判明し、申立人の主張を裏付ける有力な証言が得られず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月10日から20年3月1日まで
国民学校を卒業してA社に勤務したが、勤務していた期間の一部が厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の連絡先も不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「一緒にA社に入社したのは、自分と父親だけである。」と述べているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において資格取得日が申立人と同じ昭和20年3月1日である同僚は、申立人の父親を含めて14人確認できることから、同社は当時、一定期間内に採用した者をまとめて同年3月1日に被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び同台帳記号番号払出票によると、申立人の資格取得日は、昭和20年3月1日と記録されており、いずれもオンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、A社に係る被保険者名簿では、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月 9 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 47 年 3 月 10 日から 48 年 7 月 21 日まで

A社では、見習として正社員で勤務していた。また、B社では、工場内作業や運搬をして正社員で勤務していた。しっかり調べて、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、昭和53年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成14年12月*日に解散しており、事業主は、既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当時の事務担当者は、「当時、社員の90%はC組合から派遣してもらっていたが、3か月間は見習として本採用されず、その後、本採用するかどうかを決めていた。残り10%ぐらいの直接採用した者についても、3か月ぐらい試用期間があった。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②については、B社は、「試用期間は無かった。厚生年金保険については、常勤者のみ加入させていた。」と回答しており、同社から提出された社会保険事務所（当時）の受付印（昭和48年4月5日受付）のある日雇労働者健康保険保険料納付不納未納（調書）により、申立人は、少なくとも同年3月において、日雇労働者健康保険に加入していたことが確認できる。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（昭和48年8月2日の社会保険事務所の受付印）により、申立人は、健康保

険被保険者証の番号*番で同年7月21日に資格取得していることが確認できる上、当該取得日は、同社に係る被保険者原票及びオンライン記録の取得日と一致している。

さらに、B社に係る被保険者原票の申立期間②における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月から 33 年 4 月 1 日まで
申立期間にA社B支店に勤務し、寮生活をしながら、仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店において機械の運転を担当していた同僚が、「申立人が機械の保全の仕事をしていた記憶がある。」と証言していることから、勤務期間は明らかでないものの、申立人が同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社の後継会社であるC社は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務等については不明。」と回答している上、上記同僚は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している。

また、申立期間当時の厚生年金保険の事務担当者は、「A社B支店には、正社員と臨時社員がいた。臨時社員は厚生年金保険に加入していなかった。当時、保全の仕事をしていた女性は臨時社員だった。」と証言している。

さらに、申立期間当時の給与計算の事務担当者は、「臨時社員は、給与から社会保険料を控除していなかった。」と証言している。

加えて、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（資格取得者 51 人）に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 10 年 3 月末日に A 事業所を退職したが、厚生年金保険の資格喪失日は、同年 3 月 31 日として届出がなされていた。21 年になって誤りが分かり、同事業所は、社会保険事務所(当時)で訂正手続を行ったが、時効により厚生年金保険料は納付できず、厚生年金保険の給付額に反映されないの
で、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成10年分給与所得の源泉徴収票及びA事業所から提出された平成10年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、申立人は、平成10年3月31日まで同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当該源泉徴収票及び所得税源泉徴収簿によると、平成10年3月分の給与から控除が確認できる社会保険料額は、雇用保険の保険料額と一致しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5699

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月頃から29年2月1日まで

私は、昭和26年3月頃から29年8月31日までA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が、同年2月1日からとなっている。厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主及び当時の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和29年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについては、不明である。」と回答している。

さらに、昭和29年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚のうち、一人は、「私は、昭和23年頃にA社に入社したが、29年2月1日より前の期間は、保険料が控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月頃から同年12月1日まで

私は、姉より、少なくとも4か月早くA社に入社した。しかし、私も姉も厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和35年12月1日となっていることに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚であった申立人の姉（昭和35年12月1日資格取得）が「申立人は、私より半年早く入社した。」と証言しているが、複数の同僚に照会しても、申立人の名前を記憶している者はいるが、その入社時期及び申立期間における勤務実態については回答が得られない。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）によると、申立人の同社における資格取得日は、昭和35年12月1日と記録されており、当該名簿上の資格取得日は健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致する。

さらに、上記の複数の同僚は、入社から厚生年金保険の資格取得までに1か月から6か月の空白期間があった旨回答していることから、申立期間当時、A社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5701（事案3479の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月から27年1月まで

前回の申立てについて、平成22年5月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、前回の審議結果に納得がいかない。前回は、今回と同じ申立期間に2社で勤務していたと申し立てたが、その後、申立期間においてはA社B支店に勤務していたことを思い出したので、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらない上、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、整理番号の欠番も無いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠は無いが、前回の審議結果に納得できない。申立期間においてはA社B支店で勤務していたことを思い出した。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、A社は、「B支店の設置に関する役員会決議録が残存していることが判明したが、当該決議録において昭和25年4月1日が同支店の開設日と記載されている。」と回答している。

また、当該決議録により、申立人が上司として記憶している者の姓名も判明したが、オンライン記録によると、当該上司のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和26年6月1日であることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者18

人(同社が適用事業所となった昭和24年4月1日から27年8月1日までの期間における資格取得者。)のうち、17人が既に死亡しており、残る1人には申立人の記憶が無く、申立人の申立期間当時の勤務実態等について確認できない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から平成元年1月まで

私がA社に勤務した期間のうち、厚生年金被保険者であった申立期間に係る標準報酬月額が、実際にもらっていたと記憶する給与額に比べて約10万円少なくなっている。実際の給与額は40万円から50万円はあったはずである。給与支給額を証明する資料は無いが、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が、実際にもらっていたと記憶する給与額に比べて約10万円少なくなっている。A社に勤務している時に自宅を購入し、3人の子供を養育していたが、妻が働きに出ることなく生活できたので、実際の給与額は40万円から50万円はあったはずである。」と主張している。

しかし、申立期間にA社で事務を担当していた複数の者は、「申立期間当時から社会保険手続は全て社会保険労務士事務所に依頼しており、給与支給額に相応する標準報酬月額になっている。」と証言している。

また、当該社会保険労務士事務所は、「申立期間当時の資料は無いが、A社から賃金台帳を借り受け、その賃金台帳に基づいて算定基礎届等を作成の上、社会保険事務所（当時）に提出しており、同社社員の標準報酬月額を何年もの期間にわたって間違えるとは考え難い。」と証言している。

さらに、申立人と同時期にA社に勤務していた複数の同僚の給与明細書によると、それぞれの給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該複数の同僚のそれぞれのオンライン記録の標準報酬月額に相応することが確認できる。

加えて、申立人が同職種であったと記憶している同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる上、申立期間当時に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の記録と比べても、申立人の記録が不自然に低額である等の状況は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月21日から38年7月28日まで
年金事務所から届いた「確認はがき」により、申立期間については脱退手当金を受給したことになっていることを知った。受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、昭和61年4月に国民年金に加入するまで年金制度に加入していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月26日から32年10月30日まで

A社を退職した後の昭和33年4月2日に脱退手当金を受け取った記録となっているが、手続をした覚えは無く、脱退手当金を受け取った覚えも無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和33年4月2日に支給決定されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の印が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月10日から40年3月1日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月 1 日から 29 年 8 月 11 日まで
結婚のためA社を退職したが、その後も、長女を出産する直前の昭和 30 年 8 月 4 日まで同社に勤めていた。脱退手当金を受給した記憶は無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 29 年 11 月 27 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月11日から34年10月14日まで

A社を結婚のため退職して間もなく、脱退手当金を支給するとの通知を受けて、社会保険事務所（当時）に赴き、B社の脱退手当金を受け取ったが、A社の脱退手当金は受け取っていないと思う。支給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の受給を認めているB社の被保険者期間と申立期間は、同じ記号番号で管理されており、申立人が受給したとする脱退手当金は、A社及びB社の両社を合算した期間に基づくものであったと考えられる。

また、申立てに係る脱退手当金は、A社及びB社を合算した被保険者期間に基づいて計算されている上、支給額に計算上の誤りは無く、A社における被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済34.12.8」の記録が認められるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月15日から29年6月9日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和29年8月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月10日から43年9月29日まで

私は、昭和43年10月に引っ越しのためA事業所を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和43年11月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金裁定請求書によると、申立人の住所は、引っ越し先の住所とともに夫の氏名が記載され、社会保険事務所（当時）は、申立人に対して隔地払により支払を行ったことが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から40年2月18日まで
② 昭和40年3月12日から同年4月8日まで
③ 昭和40年5月1日から同年9月11日まで
④ 昭和42年1月4日から44年5月1日まで
⑤ 昭和45年10月1日から57年6月16日まで

私は、脱退手当金の支給を受けたが、受給した額が、支払った厚生年金保険料に見合った金額を受けていないと思われるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金を受給したと申し立てており、脱退手当金を受給したことは明らかであることから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、厚生年金保険料の納付額に見合った額の脱退手当金を受給していないと主張しているが、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いことが確認できることから、年金記録確認第三者委員会は、脱退手当金が支給されたか否かを踏まえて脱退手当金の支給の有無に関する記録の訂正の可否を判断するものであり、当該記録に基づいて社会保険事務所（当時）において支給された脱退手当金の金額の妥当性を判断することはできない。